

湖西市指定ごみ袋製造（その２）契約書

湖西市長 田内 浩之（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇（以下「乙」という。）は、湖西市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第１条 この契約の要綱は、次に掲げるとおりとし、詳細については別紙仕様書のとおりとする。

(1) 契約期間 契約開始日から令和９年３月３１日まで

(2) 契約金額 円(税込)

(3) 物品名、製造単価及び製造枚数（税抜）

・燃やせるごみ袋 45ℓ	１パック（10 枚入）	単価	円	製造数	66,000 パック
・燃やせるごみ袋 30ℓ	１パック（10 枚入）	単価	円	製造数	57,450 パック
・燃やせるごみ袋 20ℓ	１パック（10 枚入）	単価	円	製造数	8,000 パック
・燃やせないごみ袋 30ℓ	１パック（10 枚入）	単価	円	製造数	7,000 パック
・燃やせないごみ袋 20ℓ	１パック（10 枚入）	単価	円	製造数	2,200 パック

(4) 納品期限 甲の指定する日

(5) 納品場所 甲の指定する場所

(6) 納品方法 甲の指定する方法

（品質検査及び品質管理）

第２条 乙は、国内の第三者機関（国、県の公的機関又は工業標準化法に基づく指定検査機関）で、ごみ袋本体の寸法及び品質について検査を受け、その検査結果書の原本を最初の納品前に提出し、甲の承諾を得ること。なお、複数の工場で製造する場合は工場別に検査を行い、それぞれの結果書を提出すること。

２ 前項の品質検査に係る費用は乙が負担するものとする。

３ 甲は、指定袋の納品の度に納品場所にて、乙の指定する者の立会のもと、外袋とごみ袋本体を数組抽出し検査するものとする。

４ 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は直ちに不良品を納品場所から撤去のうえ、甲の指示に従い処分し、これに代えて良品を納品すること。その後、改めて甲の検査を受けることとし、撤去、処分及び交換にかかる費用は乙が負担するものとする。

５ 乙は、契約後速やかに製造から納品までの工程表を作成し甲へ提出すること。

６ 乙は、製造現場への指導教育を徹底し、品質管理及び不良品の発生防止に万全を期すること。

(不良品の対応)

第3条 不良品とは、破れやすさ、底抜け、枚数不足、損傷等、販売することが出来ない製造不良品のことをいう。

- 2 不良品が発生した場合、乙は不良品の発生原因等について早急に調査し、報告書及び改善計画を甲へ提出すること。
- 3 大量の不良品が発生し、納品した指定袋の品質に疑義が生じた場合は、乙の負担で在庫の回収、品質検査を行い甲へ報告すること。
- 4 不良品と認められた場合は、その数量分を再製造し納品すること。
- 5 不良品の対応に係る一切の費用は乙が負担する。

(契約金額の支払い)

第4条 甲は、指定袋の検査を完了し、納品されたことを確認した後、乙の適法な請求書を受領したときは、30日以内に乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第5条 乙は、納品期限までに指定袋を納入しないときは、それに起因して生じた甲の損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責め又は天災地変により納品が遅れたときは、この限りでない。

(解除等)

- 第6条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は納品期限までに指定袋を納入できる見込みがないと認められるときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金を甲に支払うものとする。

(費用負担)

第7条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

住 所 静岡県湖西市吉美 3268 番地
甲
氏 名 湖西市長 田内 浩之

住 所
乙
氏 名